

### 拓務省分課規程中改正

拓務省分課規程中の一部改正については昭和十六年十月十一日付官報を以て告示せられたが之を掲ぐれば次の如くである。

#### 拓務省分課規程中改正 (昭和十六年十月十日より施行)

第十九條第五號中「移植民團體」ノ下ニ「指導及」ヲ加フ

第二十四條 拓南局ニ企畫課、事業課及拓殖課ヲ置ク

第二十五條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
一 局内各課事務ノ連絡調整ニ關スル事項  
二 移植民及海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル諸般ノ調査及企畫ニ關スル事項

三 臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社及日南産業株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

四 海外拓殖事業ノ物資ノ需給ノ調整ニ關スル事項

五 中南米方面ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項

六 中南米方面ニ於ケル移植民團體ノ指導及助成ニ關スル事項

七 海外移住組合及同聯合會ニ關スル事項

八 局内他課ノ主管ニ屬セザル事項

第二十六條 事業課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
一 南洋及中南米方面ニ於ケル邦人ノ鑛業、水産業、商業及工業ニ關スル事項

二 企畫課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外前號ノ拓殖事業ニ關スル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

三 第一號ニ關スル民間團體ノ指導及助成ニ關スル事項

四 南洋方面ニ於ケル拓殖事業ニ従事スベキ人材ノ鑛成ニ關スル事項

第二十七條 拓殖課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル  
一 南洋及中南米方面ニ於ケル邦人ノ農業及林業ニ關スル事項

二 企畫課ノ主管ニ屬スルモノヲ除クノ外前號ノ拓殖事業ニ關スル移植民ノ宣傳獎勵及保護指導ニ關スル事項

三 第一號ニ關スル民間團體ノ指導及助成ニ關スル事項

厚生省人口局に於ける結婚獎勵協議會の開催

厚生省人口局に於ては當今結婚問題に關する種々の問題につき朝野各般の關係者の意見を求むることを主眼として昭和十六年十月九日厚生省大會議室に於て結婚獎勵協議會を開催したが、席上伊藤母子課長より厚生省の方針について説明あり、出席者よりも種々適切なる意見の開催、論議を見、極めて盛會であつた。當日の招請者名(缺席者を含む)は次の如くである。

#### 結婚獎勵協議會出席者氏名

- 企畫院第三部調査官 美濃口時次郎
- 興亞院文化部第一課長 森本雅雄
- 陸軍省兵務局兵備課長 菅井斌麿
- 陸軍省人事局 岡村諄吉
- 陸軍省兵務局兵備課 友森清晴

海軍省軍務局第二課長

海軍省人事局

文部省社會教育局青年教育課長

農林省總務局總務課長

拓務省拓北局輔導課長

軍事保護院業務局指導課長代理

東京府學務部社會課長

東京府學務部衛生課長

東京市厚生局保護課長

東京帝國大學名譽教授

立教大學々長

木下病院長

東京帝國大學教授

日本赤十字社庶院長

慶應義塾大學教授

大政翼賛會組織局生活動員本部長

産業報國會厚生局生活指導部副部長

結婚報國懇話會

結婚問題研究所長

愛國婦人會本部

淺草寺結婚相談所

第一公論社

日銀舊友會高砂局

ゆかり俱樂部

三輪田高等女學校長

聖路加病院

吉本重章

石川信吾

長屋茂

高瀬五郎

倉上晃

鹽谷末吉

古屋亨

松岡一郎

草間弘司

荻原林太郎

穂積重遠

三宅鑽一

遠山郁三

木下正中

白木正博

久慈直太郎

安藤畫一

村松久義

溜島武雄

宇原義豐

板井武雄

白石潔

守山良順

上村哲也

高野昇

藤田輝雄

森田嘉一郎

三輪田元道

飯田英作

阿部 靜枝

母性保護聯盟、金子しげり

大妻高等女學校長 大妻コタカ

文化學院教授 河崎 ナツ

日本女子大學教授 高良 富子

大森區新井宿六ノ六一三 竹内 茂代

東京女子醫學專門學校長 吉岡 彌生

東京市結婚相談所長 田中 孝子

働く婦人の家 奥 むめを

海外婦人協會 杉谷すが子

日滿帝國婦人會 西尾 好子

大日本青少年團保健厚生部 金子てい

警察官家庭婦人協會家庭學校 本田トヨ

東京婦人會館 金子眞子

厚生省衛生結婚相談所長 安井 洋

同 川上 理一

同 吉益 脩夫

同 中川 友長

同 岡崎 文規

同 館 稔

同 林 芳郎

同 吉田 潤一

同 藤 木 幹

同 武井 群嗣

同 古屋 芳雄

同 伊 藤 清

同 小林 尋次

厚生省人口局總務課長 床次 德二

厚生省豫防局結核課長 勝 俣 稔

厚生省豫防局豫防課長 青 柳 秀夫

厚生省生活局生活課長 青 木 秀夫

同 伊 藤 一

同 神 谷 秀夫

同 宇田川 興三郎

同 瀨 木 三雄

尙、當日東京府松岡社會課長より全國各府縣に結婚

獎勵組合を設立すべしとの提言あり、參考として東京

府が來年度に十六萬圓の豫算を以て實施せんと計畫中

の東京府案の説明があつたが、同案によると東京市域

を四ブロックに分ち各ブロック毎に一個の組合を設け

之には産院、托兒所等をも併置せしめる。市内各區に

十人程度の結婚指導員を置きて右指導員をして組合へ

の加入をも勧誘せしめるが、右組合の組織は適齡期の

子女を有つ父母を乙組合員とし、會費は毎月金十錢、

また右組合員の子女の結婚後は右子女が代つて組合員

となり之を甲組合員とする。會費として毎月一人金十

錢の強制貯金を行はしめ、將來出生兒の學費とさせる

こととする。甲組合員に對しては子女の新世帯創設資

金として二百圓までの金額を融資し、結婚後八年以内

に三人以上の出産ありし場合は右貸付額を半減せしめ

る外、子供の出産毎に祝金として金五十圓を贈るとい

ふのが其の大綱で、その他新家庭の住宅斡旋もすると

いふ興味ある計畫であつた。

### 厚生省の各地方長官に對する結婚獎勵に關する通牒

厚生省人口局に於て結婚獎勵協議會を開催せることに就いては前項所報の如くであるが、之に引續き厚生省に於いては昭和十六年十月二十七日次官通牒を以て結婚獎勵に關する各地方長官宛通牒を行つた。之を掲ぐれば次の如くである。

#### 結婚獎勵に關する件通牒

(昭和十六年十月二十七日) 厚生次官 通牒

結婚の獎勵に關しては曩に閣議決定の人口政策確立要綱に於ても種々決定の次第も有之候處男女の婚期益益遅延せんとするの情況に鑑み結婚促進の爲適當なる方途を講ずるは刻下の急務と被存候に就ては差當り左記事項御留意の上地方の實情に即し適正なる措置を講じ以て結婚の獎勵の實を擧ぐる様何分の御配慮相煩度記

#### 第一 結婚思想の普及啓發に關する事項

結婚に關する正しき思想を普及啓發することは結婚獎勵の基本要件なるを以て結婚は家族繁榮の根幹、國家興隆の基礎たる所以を徹底せしめ成るべく速に健全なる結婚をなすやう獎勵すること而して右に關しては特に左の事項を強調すること

#### 一 適齡結婚の普及を圖ること

近時に於ける晩婚の傾向の根柢には青年男女の結婚後の生活に對する過度なる文化的要求及徒らなる憂慮あり、之が爲に結婚を逡巡する傾向尠から